

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成30年11月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800212号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800085号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成27年9月1日から平成28年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年9月から平成28年3月までの標準報酬月額については15万円から19万円とする。

平成27年9月から平成28年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年9月から平成28年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成27年12月1日から平成28年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年12月から平成28年3月までの標準報酬月額については24万円とする。

平成27年12月から平成28年3月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額19万円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における平成28年4月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年4月から同年6月までの標準報酬月額については15万円から24万円とする。

厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間である、平成28年4月から同年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年9月1日から平成28年7月1日まで

私がA社に勤務していた平成27年9月1日から平成28年7月1日までの期間について、給与から控除されていた厚生年金保険料額と日本年金機構から送付された「ねんきん定期便」に記載されている厚生年金保険料納付額が相違していた。現在、請求期間における年金記録は、厚生年金保険の給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、調査の上、実際の厚生年金保険料控除額に見合った給付の対象となる標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成27年9月1日から平成28年4月1日までの期間については、年金事務所が訂正請求を受け付けた日（平成30年5月8日、以下「訂正請求日」という。）において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、厚生年金特例法を適用する期間である。

当該期間については、オンライン記録により、標準報酬月額はいずれも15万円と記録されていたところ、事業主は、当該期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年8月9日に年金事務所に対して提出し、これに基づき当該期間のうち平成27年9月から同年11月までの標準報酬月額は19万円に、同年12月から平成28年3月までの標準報酬月額は24万円にそれぞれ訂正されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、請求期間に係る保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（15万円）となっている。

一方、請求者及び事業主から提出された給与明細書により、請求者の当該期間の給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（19万円）は、いずれも保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額（15万円）より高額であることが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額若しくは請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額について、平成27年9月から同年11月までは、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額から、同年12月から平成28年3月までは、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額からいずれも19万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成30年8月9日に年金事務所に対して提出していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、また、事業主は、訂正前の厚生年金保険料との差額についても納付していないことを認めていることから、

事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 4 月 1 日までの期間については、請求者及び事業主から提出された給与明細書により、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額に基づく標準報酬月額は 24 万円であり、上記 1 の訂正後の標準報酬月額（19 万円）より高額であることが確認できる。

したがって、当該期間に係る請求者の標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる報酬月額から、24 万円に訂正することが必要である。

なお、上記給与明細書によると、請求者は、上記訂正後の標準報酬月額（24 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額 19 万円を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成 28 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法に基づき、標準報酬月額を認定することとなるところ、請求者及び事業主から提出された給与明細書並びに健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の記載内容から判断すると、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額に基づく標準報酬月額は、24 万円であると認められる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届により確認できる報酬月額から 24 万円に訂正することが必要である。